

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 41

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央4丁目16-2

稚内市保健福祉センター2階

電話 0162-23-4133

○架空請求詐欺にご注意を！

- 稚内市内の自宅に、実在しない団体『法務省管轄支局民事訴訟管理センター』から『総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ』と書かれたハガキが来た。その団体へ電話すると「契約不履行による民事訴訟なので、国選弁護士を紹介する。」と説明され、その後、弁護士を名乗る者から「民事訴訟を起こした会社を調べるために10万円が必要で、裁判終了後戻ってくる。」などと言い、現金や電子マネーをだまし取ろうとする手口です。身に覚えのない請求が来たときは、相手に連絡する前に、警察や家族に相談しましょう！（情報提供元：稚内警察署）

○速報！ コンビニ払いを指示する架空請求にご注意を！

- 全国の消費生活センターでは、携帯電話やパソコン等に「有料サイトの料金が未納なので、料金を支払わないと法的手続きを取る」等の電話やメール等が突然届くといった架空請求に関する相談が増加傾向にあります。これまでの架空請求の支払手段としては、クレジットカードや銀行振込のほか、消費者に購入させたプリペイドカードの番号を業者に伝えさせる事例（いわゆる「プリカ詐欺」）がみられましたが、最近では、詐欺業者が消費者に「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせるというコンビニ払い（コンビニ収納代行）の仕組みが悪用され始めています。十分、注意しましょう！！（情報提供元：国民生活センター）

☆ネガティブ・オプション(送りつけ商法)～その対処法は？

■注文した覚えのない商品が、事業者から一方的に送りつけられてくることを、ネガティブ・オプション(送りつけ商法)と呼んでいます。この手口の問題点は、商品と一緒に振込用紙と請求書を送りつけ、「購入する意思がないのであれば、返送して下さい。」「返送しないのであれば契約は成立しますので、指定の口座に代金を振込んで下さい。」といった、あたかも**契約が成立したかのような口調**で消費者を困惑させます。ネガティブ・オプションの対処法は、至って**極シンプル**です。とにかく**無視**することです！！ また、送りつけられた商品は、送付のあった日から**「14日間経過**すると**法的に自由に処分**することができますので、そのままの状態でも保管しましょう。

相談事例(稚内市消費者センター)

●小学生が親のタブレットでオンラインゲームをし、多額の課金！

【 相談内容 】

クレジットカード会社から高額を支払明細書が届いた。アカウントが乗っ取られたと思い、警察へ相談した。警察からクレジット会社へ電話で経緯を説明したところ、プラットホーム事業者へ申し出るよう、アドバイスを受けた。プラットホーム事業者からは、乗っ取りの形跡が無く、本人のアカウントと判明。家族に確認したところ、小学生の息子が、父親のタブレットでオンラインゲームを利用し、課金した事が判明した。対処方法を知りたい。



【 注意すべき点 】

プラットホーム事業者に対し、未成年者契約の取り消しを申し出ることになるが、ゲームのアカウントを未成年者自身で作成した場合、取り消しが可能となる場合がある。ただし、未成年者が、アカウントの年齢を偽って作成した場合や父親のアカウントを成りすまして使った場合には、取り消しが認められない場合も考えられる。加えて、クレジットカードの親の保管義務責任も問われる事となるため、注意が必要である。



困った時は稚内市消費者センターにご相談ください。

電話・FAX 0162-23-4133 (稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階)

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市は、毎月1回(第2日曜日)「無料法律相談」を実施しています。
○相談時間は、午前11時から午後3時までです。(相談時間は、1人25分)
○事前申込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

向う3ヶ月の【実施日】8月20日 ・ 9月10日 ・ 10月15日

★稚内市くらし環境課市民生活グループ 電話(直通) 23-6413